

議案第4号

議会の議決を経るべき議案の原案について（鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）

上記の議案を提出する

平成30年2月21日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

（提案理由）

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正したため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第10号の規定によりこの案を提出する。

議案第4号資料

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正の理由
学校運営協議会委員の報酬額の設定に伴うもの

2 改正の内容
学校運営協議会委員の報酬の額を次のように定める。

区 分	報 酬 額
学校運営協議会委員	年額 22,800円

3 施行日
平成30年4月1日

議案甲第 号

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害支援区分認定委員会委員	日額 14,000円	〃	〃	〃	〃	〃
各種諮問委員会委員	日額 5,700円	〃	〃	〃	〃	〃

を

」

「

障害支援区分認定委員会委員	日額 14,000円	〃	〃	〃	〃	〃
学校運営協議会委員	年額 22,800円	〃	〃	〃	〃	〃
各種諮問委員会委員	日額 5,700円	〃	〃	〃	〃	〃

に、

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成30年3月 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

学校運営協議会委員の報酬額の設定を行いたいため、この案を提出する。

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改 正 案						
別表							別表						
区分	報酬	費用弁償					区分	報酬	費用弁償				
		鉄道費	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)			鉄道費	船賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)
略							略						
<u>障害支援区 分認定審査 委員会</u>	<u>日額 14,000 円</u>	<u>運賃及び 急行料金</u>	<u>運賃</u>	<u>実費</u>	<u>2,200 円</u>	<u>10,900 円</u>	<u>障害支援区 分認定審査 委員会</u>	<u>日額 14,000 円</u>	<u>運賃及び 急行料金</u>	<u>運賃</u>	<u>実費</u>	<u>2,200 円</u>	<u>10,900 円</u>
<u>各種諮問委 員会委員</u>	<u>日額 5,700 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>学校運営協 議会委員</u>	<u>年額 22,800 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
略							<u>各種諮問委 員会委員</u>	<u>日額 5,700 円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
略							略						